

Title	前号目次 奥付 通知
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1939
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.33, No.2 (1939. 2)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19390201-0142

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

前號(第三十三卷)目次

- 鎌倉町の現代相 奥井復太郎
- 經營機能と其の統制の一面 小高 泰雄
- 一千五百八十一年版ダブルユー・エス・デントルマン著「種々なる人々の有する目下の不平の簡略なる検討」 高橋誠一郎
- シロテ著「十八世紀以降の英吉利對外貿易の變遷」 高村 象平
Werner Schöte, Entwicklung und Struktur-
 wandlungen des englischen Aussenhandels
 von 1700 bis zur Gegenwart. Jena. 1933
- Limits of Land Settlement. A Report on Present-day Possibilities. Prepared under the direction of Isaiah Bowman. New York, 1937. 小島 榮次
- 松井清著「貿易理論の研究」 岩田 俊
- J・R・マカラック編「經濟學文獻」 三邊清一郎

●一冊定價金五拾錢
 ●一ケケ年分金五圓四拾錢
 ●郵税金壹錢五厘
 ●郵稅 共

●編輯及び事務に關する一切の用件は發行所宛
 ●營業に關する用件は發賣元宛
 ●原稿締切期日は發行の前月十日限

昭和十四年一月廿八日印刷納本
 昭和十四年二月一日發行
 行 每月一回一日發行

三田學會雜誌
 禁轉載
 第三十三卷 第二號
 編輯兼發行者 江田 範 保
 東京市芝區三田二丁目二番地慶應義塾内
 印刷者 金子 鐵 五 郎
 東京市赤坂區新町五丁目四十二番地
 印刷所 子活版所

發賣元 東京市芝區三田二丁目一番地
 丸善株式會社三田出張所
 電話三田(45)一九二六番
 振替口座東京一八五二番
 ●尙ほ本誌は全國各市雜誌店にて販賣す

發行所 慶應義塾内
 理財學會
 振替口座 芝區三田二丁目二番地
 慶應義塾内 東京一八二〇四番

會學法學大國帝都京

法學論叢

號二月二年四十和昭 號二第卷十四第

論說・資料

法實効性の淵源……

——團體主義的法源論——

獨逸に於ける公用收用制度の變遷(一)……

物權的請求權の取扱……

授權同意と監督同意……

批評と紹介

ケルゼン『政黨獨裁』・『純粹法學の目標』……

野村教授公法政治論集……

獨逸人事訴訟法の改正……

判例研究

〔民事法〕 受寄者と民法第七十八條の第三者……

破産申立と時効中斷・株主拂込請求と

破産法の所謂換價……

雜報

競賣法第一九條に所謂『第三者の訴』……

石田文次郎

渡邊宗太郎

田島順

於保不二雄

臈谷峻嶺

大田西長須濱

小野木常

石田文次郎

齋藤常三郎

小野木常

冊金五分 郵分一分 稅金六錢 共計一圓二錢

發行所 東京

會學法學大國帝都京 有 關 斐 東

今回理財學會では三田學會雜誌の配給を一定方法に依る事に決めました。その方法としては切符と引換に學會雜誌を配給するのが最も妥當と思はれます。蓋し此の方法の下に於ては種々なる煩勞が少くなり同時に意識的たりと無意識的たりとを問はざる不正手段を防遏する事が出来るからです。

具體的方法としては雜誌發行月(例へば四月)より三ヶ月以内に引換を行はぬ場合は前記發行月(四月)の雜誌の給付を受ける事は出来ません更に係委員の認印無き場合及び交付前に切離した切符も無効とします。

猶切符を紛失しても二冊目は差上げませんからその點吳々も御注意下さい。

理 財 學 會